

令和7年度予算編成等に関する要望書

少子高齢社会の急速な進展に伴い、施設はもとより在宅における看護職の役割はますます大きくなっております。

国民に安全で質の高い医療を提供していくためには、離職せず長く働き続けられるよう労働環境の整備や処遇改善により看護職の確保を推進するとともに、資質の向上が必要です。

本年3月に策定した北海道医療計画の計画推進の柱である、医療機能の分化・連携を通じた効率的で質の高い医療提供体制の構築、医療と介護が連携した地域包括ケアシステムの深化・推進、医療従事者の確保などの着実な推進に向けて、看護職員確保・育成等、看護関連事業に継続的に取り組むことができるよう、令和7年度予算案の編成に際し、以下の事項について、ご尽力を賜りますよう要望いたします。

要 望 事 項

1. ナースセンター事業の強化による看護職確保定着支援
2. 看護補助者の確保・定着の促進
3. 訪問看護師の人材育成体制整備への支援と在宅医療の推進
4. 地域応援ナースによる地方医療機関等への多様な人材確保対策の推進
5. 助産師出向支援事業充実のための支援
6. 特定行為研修受講の促進
7. 認定看護師の養成・確保
8. 災害支援ナースの派遣体制の整備
9. 医療、介護等様々な分野で働く看護職の質向上対策の充実
10. 看護基礎教育の充実
11. 看護職員の処遇改善の実現

令和6年10月9日

公益社団法人 北海道看護協会
会 長 高 橋 久美子

1. ナースセンター事業の強化による看護職確保定着支援

看護職の確保定着には、離職防止とともに看護職と就業先のマッチングを効果的に行い、看護職の再就職を促し潜在化を防止することが重要です。

ナースセンターは、インターネットを活用した求職登録や求人施設の情報収集、ハローワークでの相談対応、多くの医療機関等の参集による合同面接会、再就職に向けた施設での無料体験研修、精神面でのサポートが必要な方々への支援、支所機能を強化し労働環境改善に係る相談にも対応するなど、道内の看護職の確保定着に重要な役割を果たしております。

その一方で、会員数が減少する中、こうした事業を推進する上で必要なナースセンター運営に係る経費については、人件費や物価高騰等により増加しているものの、委託料は据え置かれたまま、超過負担を余儀なくされている状況にあります。

ナースセンターが離職者の再就業支援に限らず、様々な求職者への復職支援、人材養成・キャリア支援機関として、在宅医療や介護保険サービス等の人材確保・定着を支援することができるよう、ナースセンター機能の充実を図るため、委託料の増額を含め必要な予算措置をお願いいたします。

2. 看護補助者の確保・定着の促進

看護職員は患者の状態を常に観察し、回復の促進を図るとともに、患者の意思決定を支援しています。その専門性をより発揮するため、看護補助者との協働の重要性がこれまで以上に増しています。

また、医師の働き方改革の推進等に伴い、医師等から看護職員へのタスク・シフト/シェアが期待される中、看護職員からのタスク・シフト/シェアの受け手として看護補助者に対する需要も高まっています。

こうした中、2023年10月に改訂された「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」において、都道府県ナースセンターは、地域の実情や病院等のニーズに応じて、職業安定法に定める必要な届け出を行った上で、看護師等の無料職業紹介と併せて、看護補助者の無料紹介を実施することが重要である旨明記されたところです。

このため、本協会では、センター機能の強化を図るため、新たに部長級職員をナースセンターに配置するとともに、道をはじめ北海道労働局など関係機関と協議を進め、看護補助者を希望する方に対する研修会の開催などの取組を行うこととしており、常勤職員の配置を含め、こうした事業を推進する上で必要な予算措置を要望します。

3. 訪問看護師の人材育成体制整備への支援と在宅医療の推進

北海道内の訪問看護ステーション数は増加しておりますが、1カ所あたりの従事者数は横ばいとなっています。また、地方では、小規模のステーションが多いことや、人材確保が困難なため、サブステーション化へ移行する施設もみられるなど、人材の確保と経営の安定化が課題となっております。

また、第8次北海道医療計画では、24時間体制の訪問看護ステーションのある在宅医療圏域数を39の在宅医療圏域全てで確保することを目標とするなど、今後も増加する在宅療養者への支援を充実させるためには、訪問看護師の安定的な人員確保や、24時間在宅療養を支えるための看護提供体制の整備、訪問看護の質の向上に向けた取り組みが重要です。

このため、訪問看護ステーションへの看護職員の採用や既卒看護師の就業促進、定着促進を図るため、訪問看護師の人材育成体制の強化に向け必要な支援をお願いいたします。

4. 地域応援ナースによる地方医療機関等への多様な人材確保対策の推進

看護職員が全道的に不足している中、特に地方病院等での確保が困難になっております。

地域偏在に対応するため、都市部に潜在する看護職から地域応援ナースを発掘して地方への再就業に至るまでの支援システムを平成27年度に構築し、平成28年4月から応援ナースの派遣を開始いたしました。

令和5年度の派遣人数は15件、累計117件となっており、また、本会の働きかけにより応援施設において住宅の確保など受け入れ環境の整備が進み、新規に派遣が成立する施設が増加するといった成果を上げております。

また、道外からの応募・問い合わせも増加しており、地域の看護職員確保につながる事業として定着してきているものの、有料職業紹介会社と比較すると認知度が低いことから、道内外へのアピールに関してさらなる支援とともに、本事業の活用が促進されるよう出向者のための住宅等の環境整備に係る支援と道内の看護職確保困難地域における看護職確保対策として継続した予算措置をお願いいたします。

5. 助産師出向支援事業充実のための支援

北海道において、助産師の地域偏在が顕著となっております。

また、出生数が減少している中、分娩を取り扱う機会が減少しており、助産師外来や院内助産の推進にも支障を来しています。

このため、母子ケアなどの助産実践能力の強化が求められているとともに、地域の産科医療機関では助産師が不足しており、技術研修や助産業務等を支援することによって安心・安全な出産環境や母子ケア体制を確保する必要があります。

平成 27 年度から、医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設の確保、助産実践能力の向上を図る目的で、助産師出向支援事業に取り組んでおり、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により事業を休止いたしました。出向を開始した平成 29 年度から令和 5 年度までの実質 6 年間の実績は、22 件 24 名となっており、本事業の活用が促進されるよう出向者のための住宅等の環境整備に係る支援と助産実践能力の向上のために本事業の継続に向けた予算措置をお願いいたします。

6. 特定行為研修受講の促進

2040 年に向けた高齢者の増加、人口減少に伴い、医療ニーズの増大とマンパワーの確保や医療従事者の働き方改革に伴う対応が同時に必要になることを踏まえ、特定行為研修修了者の活動が期待されています。

また、第 8 次北海道医療計画では、全道の特定行為研修を修了した看護師の就業者数を 550 人、特定行為研修指定研修機関が所在する第三次医療圏を 6 圏域とする目標を定めております。

このようなことから、より多くの修了者を養成するために、派遣施設への受講費用や代替職員確保等に対する財政支援など組織的かつ継続的な受講体制の構築とともに、指定研修機関の増設や受け入れ体制の強化に必要な支援をお願いいたします。

7. 認定看護師の養成・確保

認定看護師は、患者・家族によりよい看護を提供できるよう認定看護分野ごとの専門性を発揮しながら、看護の質の向上に努め、高度化専門化が進む医療現場においては、水準の高い看護を実践していく上で、非常に重要な役割を果たしていると考えております。

こうした中、北海道医療大学においては、道内唯一の養成機関として、認定看護師研修センターを学内に設置し、これまでに多くの認定看護師の養成に努めておりますが、当研修センターが本年度の養成を以て終了し、現在、札幌医科大学において認定看護師の教育機関としての登録に向けて準備を進めていると承知しております。

このため、今後も引き続き、認定看護師が安定的に養成・確保できるよう、札幌医科大学における必要な職員配置など準備段階からの財政支援も含め、看護師等が円滑に研修受講できるよう必要な支援をお願いいたします。

8. 災害支援ナースの派遣体制の整備

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和6年度から施行された改正医療法や改正感染症法に基づき、災害支援ナースについても DMAT や DPAT と並び、都道府県知事の求めに応じて派遣される災害・感染症医療業務従事者として位置づけられることになりました。

このため、本協会においても、災害や感染症等に関する基本的知識・技術や実際の派遣時に対応できる技能の習得のため、災害支援ナース養成研修を実施しております。

自然災害が頻発化する中、災害や新興感染症発生時に看護職員が円滑に派遣できるよう平時から医療関係団体や医療機関等と連携を図りながら、派遣体制を含めた必要な体制整備を早急に進めるようお願いいたします。

9. 医療、介護等様々な分野で働く看護職の質向上対策の充実

療養の場が多様化し、地域包括ケアシステムが推進される中、在宅や介護領域での看護ニーズが高まっており、在宅医療の推進や新興感染症等の感染拡大時に迅速かつ的確な対応に向け、医療、介護、福祉、行政等様々な領域で働く看護職員の資質の向上が喫緊の課題となっております。

広域な北海道において、看護職が役割を発揮し社会情勢の変化に対応するため、看護管理機能を強化するとともに、全道各地の様々な領域で働く看護職員が地域住民のニーズに応え、住民の生活を支えるための医療、看護を提供できますよう研修事業の継続・充実に向けて、今後も継続した予算措置をお願いいたします。

10. 看護基礎教育の充実

複雑な背景をもつ多くの患者、療養者のニーズに対応するためには、看護職一人ひとりの能力を高めることが必須であり、限られた人数でも効果的で質の高い看護を提供できるよう人材の養成を推進する必要があります。また、早期の離職防止や、現場での新人教育の負担を軽減するためにも、より質の高い実践力を身につける基礎教育の充実・強化が必要であり、人々の生き方や価値観が多様化する中で、その人に合わせた看護を提供していくためには、人間性に関する理解と深い洞察力も一層求められ、さらには総合的なアセスメント能力と判断能力を養うことが欠かせない状況にあります。

こうした状況に対応するため、卒業時の到達レベルを大幅に引き上げ、看護師基礎教育の4年制化が必要であり、養成の段階からどのような場においても専門職としての役割を果たせる看護師の育成を推進することが求められております。

このため、看護師基礎教育4年制化を国に要請するとともに、看護師養成機関が4年制に移行する場合の財政的支援を講じていただきますようお願いいたします。

また、可能な限り早期に、准看護師養成機関を看護師養成機関に転換して、准看護師の養成を停止していただきますとともに、准看護師が進学する際の支援をお願いいたします。

11. 看護職員の処遇改善の実現

看護職員は、生命を預かるといった重い責任を担うだけでなく、患者の最も近くで業務に当たることから、コロナ禍においては感染のリスクと隣り合わせであり、常に緊張を強いられる中で勤務しているという状況にありながら、賃金は、国家資格を有する専門職としての職責や職務に見合ったものとは言えず、特に最も就業数の多い40歳代前半では、他の産業に就業する方と比べて7万円以上の格差が生じているといった調査結果もあります。

人事院では、看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やすために公的価格の在り方を検討する目的で設置された公的価格評価検討委員会の中間整理を受け、公的、民間を問わず波及効果の大きい看護職に係る国家公務員の医療職俸給表（三）の改正が行われたところです。

道民が健やかに生活を楽しみ、人生の最終段階に望む場所で暮らせるために、道におきましても、医療・介護・福祉を守っていく看護職員が賃上げを実感でき、働き続けられるよう、処遇改善に向けて医療関係団体を通じ民間医療機関等に働きかけるなど必要な対策をお願いいたします。